

協議第9号

一部事務組合等の取扱いについて

1 一部事務組合

- (1) 稲沢中島広域事務組合については、合併の前日をもって解散し、新市がその事務及び財産を引き継ぐ。
- (2) 愛知県市町村職員退職手当組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。
- (3) 尾張市町交通災害共済組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。
- (4) 尾張農業共済事務組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。

2 協議会

- (1) 尾張西部広域行政圏協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。
- (2) 中島地方教育事務協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。合併後における関係事務の処理方法については、関係団体と協議の上、合併までに調整する。

3 事務委託

- (1) 愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

(2) 愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

4 土地開発公社

中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させる。

平成15年12月4日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い
調整の内容	<p>1 一部事務組合</p> <p>(1) 稲沢中島広域事務組合については、合併の前日をもって解散し、新市がその事務及び財産を引き継ぐ。</p> <p>(2) 愛知県市町村職員退職手当組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>(3) 尾張市町交通災害共済組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>(4) 尾張農業共済事務組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>2 協議会</p> <p>(1) 尾張西部広域行政圏協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>(2) 中島地方教育事務協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。合併後における関係事務の処理方法については、関係団体と協議の上、合併までに調整する。</p> <p>3 事務委託</p> <p>(1) 愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。</p> <p>(2) 愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。</p> <p>4 土地開発公社</p> <p>中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させる。</p>

【提案理由】

1 市 2 町で構成する稲沢中島広域事務組合については、合併に伴って構成団体が 1 となることにより、当然に解散することとなるためである。

2 町のみが加入している愛知県市町村職員退職手当組合については、新市においてその事務を単独処理するためである。

2 町のみが加入している尾張市町交通災害共済組合については、新市においてその事務を廃止するためである。

1 市 2 町が加入している尾張農業共済事務組合については、合併後も引き続き事務を共同処理するためである。

1 市 2 町が加入している尾張西部広域行政圏協議会については、合併後も引き続き事務を共同処理するためである。

1 市 2 町及び尾西市で構成する中島地方教育事務協議会については、合併に伴って廃される 2 町が合併の前日をもって脱退する必要があるが、現在、中島地方教育事務協議会で共同処理している事務の合併後における処理方法については、尾西市を含む 2 市 1 町で合併協議が進捗している状況を斟酌し、県教育委員会及び尾西市を始めとする関係団体と合併までに調整するものである。

1 市 2 町及び広域事務組合が実施している愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、合併後も引き続き事務を委託するためである。

2 町及び広域事務組合が実施している愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、新市においてその事務を単独処理するためである。

土地開発公社については、新市単独の土地開発公社とするためである。

【法令・取扱通知等】

1 一部事務組合関係

地方自治法

(組合の種類及び設置)

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(解散)

第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第 289 条 第 286 条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条、第 288 条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

2 協議会関係

地方自治法

(協議会の設置)

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。

3 事務委託関係

地方自治法

(事務の委託)

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第 252 条の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

4 土地開発公社関係

公有地の拡大の推進に関する法律

(設立)

第 10 条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第 14 条

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第 10 条第 2 項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	<p>(1) 一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(2) 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>
	宗像市 (15.4.1)	<p>1 宗像・玄海衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を承継する。</p> <p>2 上記以外の一部事務組合等（広域連合を除く。以下同じ。）については、両市町は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加入する。</p>
	山県市 (15.4.1)	<p>(1) 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(3) 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>(4) 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。</p>
	周南市 (15.4.21)	<p>(1) 一部事務組合の取扱い 山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。 山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村消防団員補償等組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。 光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。 周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。 山口県自治会館管理組合は、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。</p> <p>(2) 協議会の取扱い 協議会については、合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。ただし、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会及び徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会については、合併の前日までに廃止するものとする。 機関の共同設置については、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退するとともに、徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、それぞれ新市において事務を行う。 事務の委託については、4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託する。火葬に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止する。上水道及び下水処理の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。</p> <p>(3) 財団等の取扱い 財団等については、当面、現行どおりとする。ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 土地開発公社の取扱い 2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。</p>

編入合併	新潟市 (13.1.1)	<p>(1) 黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。</p> <p>(2) 黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。</p>
	廿日市市 (15.3.1)	<p>(1) 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。</p> <p>(2) 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>(3) 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。</p>
	呉市 (15.4.1)	<p>下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
	新発田市 (15.7.7)	<p>豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。 豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。</p>
	田原市 (15.8.20)	<p>赤羽根町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。</p>

【現況】

1 一部事務組合

項目	構成（関係）団体					処理する事務	調整方針
	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島 広域事務 組合	その他		
稲沢中島広域 事務組合						(1) し尿処理施設の設置及び管理に関する事務 (2) ごみの収集運搬並びにごみ処理施設の設置及び管理に関する事務 (3) 火葬場施設の設置及び管理に関する事務 (4) 墓地施設の設置及び管理に関する事務 (5) 消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。) (6) 上水道事業に関する事務 (7) 下水道事業の使用料徴収に関する事務(調定(水道メーターの点検及び使用料の計算を除く。)を除く。)	合併の前日をもって解散し、新市がその事務及び財産を引き継ぐ。
愛知県市町村 職員退職手当 組合					7市 42町 10村 30組合等 計 89 団体 (2町を加え 91 団体)	職員に対する退職手当の支給に関する事務	2町が、合併の前日をもって脱退する。

項目	構成（関係）団体					処理する事務	調整方針
	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島 広域事務 組合	その他		
尾張市町交通 災害共済組合					尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、 東郷町、長久手町、 西枇杷島町、豊山町、 師勝町、西春町、 春日町、清洲町、 新川町、大口町、 扶桑町、木曽川町 (2町を加え18団体)	交通災害共済に関する事務	2町が、合併の前日をもつて脱退する。
尾張農業共済 事務組合					一宮市、瀬戸市、 春日井市、犬山市、 江南市、尾西市、 小牧市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、 日進市、東郷町、 長久手町、西枇杷島 町、豊山町、師勝町、 西春町、春日町、 清洲町、新川町、 大口町、扶桑町、 木曽川町 (1市2町を加え26 団体)	農業災害補償法に基づく農 業共済事業に関する事務	2町が、合併の前日をもつて脱退する。

2 協議会

項目	構成（関係）団体					処理する事務	調整方針
	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島 広域事務 組合	その他		
尾張西部広域 行政圏協議会					一宮市、 尾西市、 木曾川町 (1市2町を加え6団 体)	(1) 広域行政圏計画の策定に 関すること。 ア 基本構想 イ 基本計画 ウ 実施計画 (2) 広域行政圏計画の実施の 連絡調整に関すること。 (3) 前2号の事務を行うた めに必要な調査研究及び資料 収集並びに協議会の運営に 関すること。	2町が、合併の前日をも って脱退する。
中島地方教育 事務協議会					尾西市、 (1市2町を加え4団 体)	(1) 県費負担教職員の任免、 その他の進退の内申に關す る事務 (2) 小学校及び中学校の教科 用図書採択に関する事務 (3) 小学校及び中学校におけ る教育課程、学習指導、その 他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務 (4) 学校その他の教育機関の 職員の広域にわたる研修を 行なう事務 (5) 社会教育関係団体に対す る広域にわたる指導を行な う事務	2町が、合併の前日をも って脱退する。合併後における 関係事務の処理方法につい ては、関係団体と協議の上、合 併までに調整する。

3 事務委託

項目	構成（関係）団体					処理する事務	調整方針
	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島 広域事務 組合	その他		
公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託					愛知県に対する委託	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する次に掲げる事務 (1) 「公務災害補償等認定委員会」の事務 (2) 「公務災害補償等審査会」の事務	2 町及び広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。
公平委員会の事務の委託					愛知県に対する委託	公平委員会の事務	2 町及び広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

4 土地開発公社

項目	構成（関係）団体					処理する事務	調整方針
	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島 広域事務 組合	その他		
稲沢市土地開発公社						(1) 公共・公用施設・公営企業・市街地開発事業等の用に供する土地の取得、造成、管理、処分 (2) 住宅用地、工業用地、流通業務団地の造成 (3) 国、地方公共団体の委託に基づく土地の取得、あっせん (4) 調査測量等の業務	2 町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させる。
尾張土地開発公社					日進市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町 （2 町を加え 15 団体）	(1) 公共・公用施設・公営企業・市街地開発事業等の用に供する土地の取得、造成、管理、処分 (2) 住宅用地、工業用地、流通業務団地の造成 (3) 国、地方公共団体の委託に基づく土地の取得、あっせん (4) 調査測量等の業務	